

滋賀県果樹農業振興計画の改定について

1 「滋賀県果樹農業振興計画」

「果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号、平成23年8月一部改正）」および「果樹農業振興基本方針（平成22年7月12日、農林水産省策定）」が新たに策定されたことに伴い、「しがの農業・水産業新戦略プラン（平成23年3月策定）」を上位計画として、滋賀県果樹農業振興計画を改定しました。

2 検討経過

平成23年4月～平成24年4月：果樹担当者による計画検討会議（計6回）

平成24年2月27日：第1回検討協議会（計画骨子の検討）

平成24年4月19日：第2回検討協議会（計画案の検討）

※検討協議会：学識経験者、流通関係者、生産者、消費者 合計8名を委員に委嘱

3 「滋賀県果樹農業振興計画」の内容

（1）目標年度

平成32年度

（2）計画の概要

現状

都市近郊の立地条件を活かした観光果樹園や農産物直売所を主な販売先とする産地が形成されている。担い手の高齢化等で生産基盤の脆弱化が進む。環境こだわり農産物の栽培が進み、ブランド力向上に向けた取り組みも実践されている。

課題

新たな担い手の確保および環境こだわり農産物を中心とした安全で安心な果実の生産拡大と消費拡大、地産地消の推進が課題となっている。

基本方針 1

特色ある果実生産の推進

環境こだわり農産物を中心とした、より安全で安心な果実の生産を進める。生産拡大にあたっては、市場動向等を見据えて水田を利用した新植や消費者ニーズに即した樹種、品種への改植を進めるとともに、果樹のポット栽培の推進や省力・低コスト技術等の開発と普及を図る。

基本方針 2

産地育成と担い手の確保

産地自らが目指すべき姿を定める「産地計画」の策定と実践を支援するとともに、新規産地の育成および既存産地の維持・拡大に努める。担い手の確保について、新規栽培者の発掘と集落営農組織等への果樹栽培の推進を図るとともに、その経営安定、資質の向上に努める。

基本方針 3

地産地消の推進と販路拡大

農産物直売所を拠点とした販売を進め、消費者が県産果実にふれる機会を増やすことで、消費者と生産者の強い結びつきをもった消費拡大を図る。また、果実加工品の開発により、新たな需要の開拓を推進する。

(3) 成果目標

	現状	目標	
		平成 27 年度	平成 32 年度
果実出荷量	2,021t ¹⁾	2,300t	2,600t
販売用果樹面積	208ha ²⁾	230ha	250ha
環境こだわり農産物 栽培面積	106ha ³⁾	110ha	130ha
果樹産地構造改革計画 策定産地数	5 産地 ³⁾	10 産地	15 産地
新規栽培農家数	—	50 農業者	100 農業者
果実を扱う常設 直売所数	43 施設 ³⁾	50 施設	60 施設

1)平成 21 年産果樹生産出荷統計および農業経営課調べ

2)農業経営課調べ(H21)

3)農業経営課調べ(H22)